

公立幼稚園及び認定こども園通園バス運行管理業務委託仕様書

1 概要

本仕様書は、公立幼稚園及び認定こども園に係る通園バスの運行業務、維持管理業務及びその他の運行に必要な付随業務について安全かつ円滑な送迎を適切に図ることを目的として、業務委託する。

2 業務内容等

(1) 業務内容

- ① 車両の運転及び維持管理（日常点検、整備、清掃等）に関する事項
- ② 車両の運行・管理上の事故の処理に関する事項
- ③ 自動車保険（任意保険）に関する事項
- ④ その他業務委託に付随する事項

(2) 車両等

① 車両

発注者は受注者に下記の車両を無償で提供し、業務を行わせるものとする。

| 車種 | 型式 | 登録年月 | 登録番号 |
|---------------------|--------------------|----------|-----------------|
| トヨタ ハイエース コミューター | CBF-TRH223B-VTNHPE | 平成26年 4月 | 大阪230 に 2525 |

② 月間走行距離 約700km

3 委託期間等

令和元年6月1日から令和2年5月31日まで

4 委託場所

市立大和田幼稚園及び砂子みなみこども園より市内一円。

5 業務日及び業務時間

(1) 業務の履行は、次に掲げる日（以下「休日」という。）を除いた日とする。

- ① 土曜日・日曜日
- ② 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 大和田幼稚園

土日祝、夏季休業日（7月20日～8月31日）、冬季休業日（12月25日～1月7日）、春季休業日（4月1日～4月7日及び3月25日～3月31日）、始業式（4月8日、9月2日、1月8日）、年度末の終業式（3月24日）、創立記念日（5月23日）、入園式（5歳児のみ運行）、修了式（卒園式）、運動会、園外保育日

砂子みなみこども園

土日祝、夏季休業日（7月20日～8月31日）、冬季休業日（12月25日～1月7日）、

春季休業日(4月1日～4月7日及び3月25日～3月31日)、始業式(4月8日、9月2日、1月8日)、年度末の終業式(3月24日)、修了式(卒園式)、運動会、園外保育日

④ 上記以外で指定する日

(2) 業務時間

① 8時～10時15分、13時45分～16時30分

② 水曜日 帰り2便の運航

上記①②の業務時間に係わらず、次に掲げる期間の業務時間は、次のとおりとする。

③ 4月9日～4月24日 8時～16時30分 (①・②) ※帰り2便

④ 7月17日～7月20日 8時～16時30分 (①・②) ※帰り2便

⑤ 9月3日～9月5日 8時～16時30分 (①・②) ※帰り2便

(3) 発注者の都合により上記(1)(2)以外に受注者に業務を行わせる場合、又は変更する場合は、事前に受注者に連絡の上業務を行わせることができる。

6 業務日課及び運行コース

別紙「運転業務日課」・「運行コース・時刻表」を標準とする。

※契約期間中に業務時間を変更する可能性があります。

7 業務責任者及び業務担当者(運転者)の配置

(1) 業務責任者及び業務担当者を定める。

(2) 業務責任者は、委託業務を総合的に担当し、業務担当者に業務を指示するとともに、指揮監督を行うこととする。

(3) 業務責任者は、業務担当者の配属については、十分にその適性を考慮のうえ、専任のものを配置することとする。

(4) 契約締結後速やかに雇用関係を証明する書面(健康保険証等)の写し、運転免許証の写し、経歴書及び自動車安全運転センター発行の運転記録証明書を提出すること。

(5) 業務責任者は、業務担当者の健康・体調及び酒気の有無について適正に管理するとともに、疾病・事故等ある時は直ちに代替運転者を配置し、業務に支障を与えないことを確約することとする。

(6) 業務担当者の業務の履行につき、不相当と認められるものがある場合には、発注者はその理由を明示して他の者と交代を求めるものとする。

(7) 受注者は、契約締結時に労働局の受理印のある就業規則の写し及び車両管理員の給与額のわかる給与規程又はそれに代わるものの写しを書面にて発注者に提出すること。

(8) 受注者は、契約締結後、速やかに日常連絡、緊急時及び災害時の連絡体制等並びに自動車保険(任意保険)への加入を証明するものの写しを書面にて

発注者に通知すること。

8 業務担当者の留意事項

- (1) 業務担当者は、65歳程度までの心身ともに健康なものとする。
- (2) 業務担当者は、車両の運転、管理については、関係法令を遵守するとともに、誠実、正確、かつ安全を旨とし、幼児が安心して乗車できる環境に配慮して実施することとする。
- (3) 業務担当者は、車両の管理について善良なる管理者の注意をもって行い、委託業務以外の目的に使用してはならない。
- (4) 業務担当者は、運行前点検から運行後の点検及び清掃までとし、常に委託管理車両を清潔に保ち、適正な給油及び簡易な後処理、調整等を自ら行い、点検整備に努めなければならない。
- (5) 業務担当者は管理車両が運転中に故障し、修理等に長時間を要する場合又は救援を要する場合には、速やかにその旨を業務責任者に連絡し、その指示を受けなければならないものとする。
- (6) 業務担当者は、運行の途中一時駐停車するときは、車両から離れてはならない。ただし、やむを得ず車両から離れる場合には、盗難及び損傷防止の措置を講じなければならない。
- (7) 業務担当者は、車両を亡失又は損傷した場合、又は交通事故等が発生した場合には、直ちに最寄りの警察署に届け出るほか、臨機の措置をとるとともに、速やかにその旨を業務責任者に連絡し、その指示を受けなければならない。
- (8) 業務の実施に当たっては、社名及び氏名を記載した名札を着用する等、受注者の従事者であることが容易に判別できるようにすること。
- (9) 業務担当者は一日の業務完了後、所定の車両管理確認日誌を作成し、実施日の翌日に発注者に提出すること。
- (10) 業務担当者は、車両運行時及び待機時は、常に連絡がとれる体制を整えること。

9 車両の保管方法及び保管場所について

- (1) 業務担当者は、車両の保管について、細心の注意をもって行わなくてはならない。
- (2) 車両は、業務終了後直ちに指定された車庫に格納しなければならない。
- (3) 業務担当者は、車両を格納したときは、直ちにエンジンスイッチから鍵を取り外し、全ての鍵の施錠を確認して、盗難及び損傷防止のための措置を講じ、鍵については業務の実施時間中・外を問わず、受注者の責任のもとに保管するものとする。

10 業務担当者に関する補償

業務担当者は、業務履行のため事故等により負傷し、または疾病にかかり、もしくは死亡することがあっても、発注者は補償等一切の責任を負わないものとする。

11 自動車保険の加入

受注者は管理する車両に対して、次に掲げる自動車保険契約を締結し、その保険料を負担するものとする。その保険金額は、次に掲げるとおりとする。

自動車保険（任意保険）

| | |
|---------|---------------|
| 担保種目 | 車 両 |
| 保険金額 | 車両価格相当 |
| 対人賠償 | 無制限 |
| 対物賠償 | 無制限 |
| 搭乗者傷害保険 | 10,000,000円以上 |

12 事故等の報告・賠償

- (1) 受注者は、業務の実施にともない事故等が生じた場合は、直ちに発注者に報告し、一切の事故等に対する処理手続きを行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にともない第三者に損害をおよぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

13 費用の負担

業務の実施にともなう負担については、次に掲げる費用を除き、受注者の負担とする。

- (1) 別表の費用負担区分表の発注者の負担分
- (2) 前号以外で受注者の責任によらない修理

14 人権研修の実施

- (1) 受注者は業務担当者に対し、人権問題をはじめとする基本的人権について正しい知識を持ち業務の遂行をするよう、適切な研修を行うこと。
- (2) 研修について、実施報告書を発注者へ提出すること。

15 その他

- (1) 運行時には、幼稚園教諭が添乗する。
- (2) 受注者は発注者の決めた通園バスコースおよびバス停留所等を事前に十分熟知し、業務開始に万全を期すこと。（無償とする。）
- (4) 携帯電話については、砂子みなみこども園・大和田幼稚園、それぞれの園の携帯電話を添乗員が携帯して乗車する。

- (5) 本仕様書について、疑義が生じた場合は、発注者受注者協議のうえ決定する。

1. 運転業務日課

公立幼稚園及び認定こども園通園バス運行管理業務委託仕様書5(2)①の業務時間

| | | |
|-----------|---------|---|
| 迎便 | 7 : 45 | 出勤。連絡事項確認。バス出庫。《運転前点検》 |
| | 8 : 00 | 砂子みなみこども園添乗員を乗せ、出発。 |
| | 8 : 10 | 大和田幼稚園添乗員を乗せ、北巢本エリアコース（迎）出発。 |
| | 8 : 26 | 砂子みなみこども園着。砂子みなみこども園児を降車させる。 |
| | 8 : 45 | 大和田幼稚園着。大和田幼稚園児を降車させる。 浜町エリアコース（迎）出発。 |
| | 9 : 09 | 大和田幼稚園着。大和田幼稚園児、添乗員を降車させる。 |
| | 9 : 18 | 砂子みなみこども園着。砂子みなみこども園児、添乗員を降車させる。 |
| | 9 : 20 | バス入庫（入庫後車両点検、車内清掃、車両管理確認日誌の作成、必要に応じ燃料等補給、その他業務） |
| | 10 : 00 | 午前迎便業務終了 |
| 送便 | 13 : 45 | 連絡事項確認。バス出庫。《運転前点検》 |
| | 14 : 00 | 砂子みなみこども園添乗員、砂子みなみこども園児（北巢本エリアコース）を乗車させ、出発。 |
| | 14 : 10 | 大和田幼稚園添乗員、大和田幼稚園児（北巢本エリアコース）を乗せ、北巢本エリアコース（送）出発。 |
| | 14 : 37 | 砂子みなみこども園着。砂子みなみこども園児（浜町エリアコース）を乗車させ、出発。 |
| | 14 : 47 | 大和田幼稚園着。大和田幼稚園児（浜町エリアコース）を乗車させる。浜町エリアコース（送）出発。 |
| | 15 : 13 | 大和田幼稚園着。大和田幼稚園添乗員を降車させる。 |
| | 15 : 23 | 砂子みなみこども園着。砂子みなみこども園添乗員を降車させる。 |
| | 15 : 25 | バス入庫（入庫後車両点検、車内清掃、車両管理確認日誌の作成、その他業務、必要に応じ燃料等補給及び車両洗車、小修理、その他業務） |
| | 16 : 30 | 業務終了 |

公立幼稚園通園バス運行管理業務委託仕様書5(2)②③④⑤の業務時間

| | | |
|---------|---------|---|
| 迎便 | 7:45 | 出勤。連絡事項確認。バス出庫。《運転前点検》 |
| | 8:00 | 砂子みなみこども園添乗員を乗せ、出発。 |
| | 8:10 | 大和田幼稚園添乗員を乗せ、北巢本エリアコース（迎）出発。 |
| | 8:26 | 砂子みなみこども園着。砂子みなみこども園児を降車させる。 |
| | 8:45 | 大和田幼稚園着。大和田幼稚園児を降車させる。 浜町エリアコース（迎）出発。 |
| | 9:09 | 大和田幼稚園着。大和田幼稚園児、添乗員を降車させる。 |
| | 9:18 | 砂子みなみこども園着。砂子みなみこども園児、添乗員を降車させる。 |
| | 9:20 | バス入庫（入庫後車両点検、車内清掃、車両管理確認日誌の作成、必要に応じ燃料等補給、その他業務） |
| | 10:00 | 午前迎便業務終了 |
| | 送便 ① | 11:15 |
| 11:30 | | 砂子みなみこども園出発。 |
| 11:40 | | 大和田幼稚園添乗員、園児（北巢本エリアコース）を乗せ、北巢本エリアコース（送）出発。 |
| 12:05 | | 大和田幼稚園着。大和田幼稚園児（浜町エリアコース）を乗せる。浜町エリアコース（送）出発。 |
| 12:29 | | 大和田幼稚園着。大和田幼稚園添乗員を降車させる。 |
| 12:39 | | 砂子みなみこども園着。バス入庫。 |
| 送便 ② | 13:45 | 連絡事項確認。バス出庫。《運転前点検》 |
| | 14:00 | 砂子みなみこども園添乗員、砂子みなみこども園児（北巢本エリアコース）を乗車させ、出発。 |
| | 14:10 | 大和田幼稚園添乗員、大和田幼稚園児（北巢本エリアコース）を乗せ、北巢本エリアコース（送）出発。 |
| | 14:37 | 砂子みなみこども園着。砂子みなみこども園児（浜町エリアコース）を乗車させ、出発。 |
| | 14:47 | 大和田幼稚園着。大和田幼稚園児（浜町エリアコース）を乗車させる。浜町エリアコース（送）出発。 |
| | 15:13 | 大和田幼稚園着。大和田幼稚園添乗員を降車させる。 |
| | 15:23 | 砂子みなみこども園着。砂子みなみこども園添乗員を降車させる。 |
| | 15:25 | バス入庫（入庫後車両点検、車内清掃、車両管理確認日誌の作成、その他業務、必要に応じ燃料等補給及び車両洗車、小修理、その他業務） |
| | 16:30 | 業務終了 |

2. 通園バスの運行コース・時刻表

○北巣本エリアコース

| No | 乗り場 | 朝の迎え | 帰りの送り | | |
|----|--------------------------|--------|------------|---------------------|--------------------|
| | | | 月・火 木・金 | 水曜日・短縮中 (大和田幼稚園) | 水曜日 (砂子みなみこども園) |
| | 砂子みなみこども園出発 | 8 : 00 | 14 : 00 | 11 : 30 | 14 : 00 |
| | 大和田幼稚園出発 | 8 : 10 | 14 : 10 | 11 : 40 | |
| ① | みどり診療所前 (京阪バス上馬伏バス停先) | 8 : 17 | 14 : 19 | 11 : 46 | 14 : 12 |
| ② | 駄菓子屋倶楽部M' S付近 | 8 : 23 | 14 : 25 | 11 : 52 | 14 : 18 |
| ③ | 四宮住宅前 (京阪バス四宮住宅バス停先) | 8 : 26 | 14 : 27 | 11 : 55 | 14 : 21 |
| | 砂子みなみこども園着 | 8 : 36 | 14 : 37 | | 14 : 31 |
| | 大和田幼稚園着 | 8 : 45 | 14 : 47 | 12 : 05 | |

○浜町エリアコース

| No | 乗り場 | 朝の迎え | 帰りの送り | | |
|----|------------|--------|------------|---------------------|--------------------|
| | | | 月・火 木・金 | 水曜日・短縮中 (大和田幼稚園) | 水曜日 (砂子みなみこども園) |
| | 砂子みなみこども園発 | | | | 14 : 31 |
| | 大和田幼稚園発 | 8 : 45 | 14 : 47 | 12 : 05 | |
| ④ | 門真市駅ロータリー | 8 : 53 | 14 : 57 | 12 : 13 | 14 : 46 |
| ⑤ | 旧浜町幼稚園跡 | 8 : 59 | 15 : 03 | 12 : 19 | 14 : 52 |
| ⑥ | 幸福町公園前 | 9 : 02 | 15 : 06 | 12 : 22 | 14 : 55 |
| | 大和田幼稚園着 | 9 : 09 | 15 : 13 | 12 : 29 | |
| | 砂子みなみこども園着 | 9 : 18 | 15 : 23 | 12 : 39 | 15 : 12 |

《別表》

費用負担区分表

| 項目 | 発注者 | 受注者 |
|--|--|----------------------------|
| ※車検 ・車検整備 ・重量税 ・自賠責保険 | ○ ○ ○ | |
| ※任意保険 ・自動車任意保険 | | ○ |
| ※法定点検 ・点検整備 | ○ | |
| ※燃料及び油脂類 ・燃料 ・エンジンオイル ・デフアンシャルオイル ・ATフルード ・ブレーキフルード ・その他オイル類 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ | ○ |
| ※消耗品 ・オイルエレメント ・ウインドウォッシャー液 ・バッテリー ・タイヤ ・清掃用品 （ワックス・ウエス・油膜とり ・タイヤクリーナー・洗車ブ ラシ・カーシャンプー） ・洗車に要する費用 ・その他通常の良いな車両管理に 必要な消耗品 | ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ | ○ ○ |

| 項目 | 発注者 | 受注者 |
|---|--|-----------------------|
| ※小修理及び整備 <ul style="list-style-type: none"> ・タイヤの交換 ・バッテリーの交換 ・エアコンの修理調整 ・その他ファンベルトの修理交換等で受託者の責任によらない修理 | <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> | |
| ※事故に伴う費用 <ul style="list-style-type: none"> ・事故の際の補償、処理及び修理並びに代車（代車は同等クラスの車両とする。）の手配及びそれに要する経費 | | <input type="radio"/> |
| ※その他 <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場 ・シートカバーのクリーニング | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |